

< 様式 >

農林水産省経営局総務課調整室 宛

平成22年度税制改正要望に関する御意見

提出者名	〔 〕 社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博 (担当:政策課 北村、岸本)
住所	〔 〕 東京都千代田区二番町9番地8 中央労働基準協会ビル1F
電話番号	03-6268-9500
FAX番号	03-3237-6811
電子メールアドレス	kitamura@nca.or.jp

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	「地域農地保全法人」(仮称)が、農業生産法人から受託した農地保全作業については、収益事業の範囲から除外すること
【御意見の内容】	
種別 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;"> ※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの </div>	①
税目 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;"> ※税目を記入して下さい </div>	法人税
関係法律条項	法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条
御意見の詳細	<p>大規模な土地利用型農業生産法人を育成し、その経営基盤を強化するため、農地等の資源や集落機能の維持に取り組む地域法人の活動を促進すること。具体的には、畦畔の草刈や水路掃除など農地の保全活動のほか、水管理・肥培管理など農業生産活動の一部を分担して行う一般社団法人を「地域農地保全法人」(仮称)として位置づけ、地域農地保全法人に対して農業生産法人が役務の提供の対価(消費税課税仕入れ)として農地保全費を支払うことができるようにし、農業生産法人の農地地代及び消費税の納税負担を軽減する措置を講ずること。</p> <p>こうした地域農地保全法人の設立を促進するため、農業生産法人から委託を受けて地域農地保全法人が農地保全作業については、請負業として課税されることのないよう、法人税の収益事業の範囲から除外する措置を講ずること。</p>
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	大規模な土地利用型農業生産法人を育成し、その経営基盤を強化するため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	農地等の資源や集落機能の維持に取り組む地域法人の活動を促進。
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	耐用年数の短縮制度を弾力的に取り扱うこと。
【御意見の内容】	
種別 <small>※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</small>	①
税目 <small>※税目を記入して下さい</small>	法人税・所得税
関係法律条項	法人税法施行令57条
御意見の詳細	<p>平成20年度の税制改正により減価償却制度が改正され、農業用設備の法定耐用年数については、すべて7年となった。しかしながら、畜産現場での器具機械は、アンモニアや塩分、その他のガス等による影響で劣化が激しく、早いものでは3年さえも使用できないものもある。</p> <p>対応策として、耐用年数の短縮制度があるが、事務手続きが煩雑で大きな事務手続きが発生する等、使い勝手が悪いという問題点がある。</p> <p>このため、畜産業など業種ごとにあらかじめ減価償却資産の種類を指定して短縮耐用年数を設定しておき、事業者が申告書の提出時に短縮耐用年数を選択する旨を申し出るだけで適用できるようにするなど、制度の簡素化を図ること。</p>
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	耐用年数の短縮制度はあるが、事務手続きが煩雑で大きな事務手続きが発生する等、使い勝手が悪いため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	大規模な土地利用型農業生産法人の育成。
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	農業経営の競争力強化支援のための農業経営基盤強化準備金制度の拡充。
【御意見の内容】	
種別 <small>※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</small>	②
税目 <small>※税目を記入して下さい</small>	法人税・所得税
関係法律条項	租税特別措置方24条の2、61条の2
御意見の詳細	<p>農業経営基盤強化準備金制度について、以下のとおり拡充すること。</p> <p>畜産経営においても、鳥・豚インフルエンザ等の疫病や台風などの災害によるリスクに備えるため、対象となる交付金等について畜産経営等に対する経営安定対策も加えるか、売上高の一定割合を積立限度額とするなどして、準備金への積み立てを認めること。</p> <p>農業経営基盤強化準備金制度による圧縮記帳の対象資産については、現行制度では建物が除外されており、経営基盤強化を図るためには不十分な内容であるため、農機具庫、集出荷施設、直売施設等まで取得できるよう対象資産を拡大すること。</p>
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	鳥・豚インフルエンザ等の疫病や台風などの災害によるリスクに備えるため 及び 圧縮記帳の対象資産については、現行制度では建物が除外されており、経営基盤強化を図るためには不十分な内容であるため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	農業経営の競争力強化支援。
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	農業者が農業生産法人に現物出資した場合の課税の特例措置を講ずること。
【御意見の内容】	
種別 〔※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの〕	①
税目 〔※税目を記入して下さい〕	所得税
関係法律条項	
御意見の詳細	農業経営の法人化及び農業経営の承継の円滑化を促進するとともに、農地の細分化を防止するため、農業者が農業生産法人に農地を現物出資した場合に譲渡所得の課税を繰り延べる措置を講ずること。
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	農地の細分化を防止するため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	農業経営の法人化及び農業経営の承継の円滑化。
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	新たに創設された事業継承税制では農事組合法人を対象とすること
【御意見の内容】	
種別 <small>※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</small>	②
税目 <small>※税目を記入して下さい</small>	相続税
関係法律条項	
御意見の詳細	平成20年5月に成立した「中小企業事業承継円滑化法」について、農業における法人経営実態に見合った制度を構築すること。 農事組合法人は、農業生産法人総数の22%（平成18年、1,841経営体）と相当数を占めるうえ、今後法人化が進むと見られる集落営農組織についてもその多くが、同形態を選択すると見られている。 一方で、農事組合法人は、農協法に根拠を持つ法人形態であり、こうした中小企業基本法の範疇から外れる組織体についても、その対象に加えること。
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	農事組合法人は、農業生産法人総数の22%（平成18年、1,841経営体）と相当数を占めるため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	農業における法人経営実態に見合った制度が構築される。
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	贈与税納税猶予農地を農業生産法人等に貸し付けても納税猶予が停止しない措置を講ずること。
【御意見の内容】	
種別 <small>※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</small>	②
税目 <small>※税目を記入して下さい</small>	贈与税
関係法律条項	租税特別措置法70条の4
御意見の詳細	農業経営の法人化の促進のため、既存の贈与税納税猶予農地について、相続時精算課税制度への移行を選択できるようにすることなどを含め、相続税と同様、贈与税についても貸し付けられた農地に納税猶予制度が適用されるようにすること。
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	農業経営の法人化の促進のため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	相続税と同様、贈与税についても貸し付けられた農地に納税猶予制度が適用されるようになる。
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	生産緑地要件の緩和。
【御意見の内容】	
種別 <small>※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</small>	②
税目 <small>※税目を記入して下さい</small>	固定資産税
関係法律条項	
御意見の詳細	市街化区域内にある農地等について、固定資産税の農地並み課税特例の対象となる生産緑地として都市計画において位置づけられるためには、一団500㎡以上等の要件を満たす必要がある。 しかし、地域によっては要件を満たすことが困難な状況にあり、生産意欲をもっているにもかかわらず固定資産税の負担が重すぎて、農地を手放さざるを得ない生産者も存在する。 生産緑地の要件については、地域の実情に応じて弾力的に取り扱うこと。
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	市街化区域内にある農地等について、固定資産税の農地並み課税特例の対象となる生産緑地として都市計画において位置づけられるためには、一団500㎡以上等の要件を満たす必要がある。 しかし、地域によっては要件を満たすことが困難な状況にあり、生産意欲をもっているにもかかわらず固定資産税の負担が重すぎて、農地を手放さざるを得ない生産者も存在するため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	所有農地が500㎡以下であっても生産意欲をもった農業者であれば経営が継続できるようになる。
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	公共団体等に譲渡した制度適用農地等に係る利子税を減免すること。
【御意見の内容】	
種別 <small>※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</small>	②
税目 <small>※税目を記入して下さい</small>	相続税
関係法律条項	
御意見の詳細	納税猶予制度の適用を受けた農地は、道路等公共施設として転用や収用された場合にも期限の確定となり、利子税（本則の2分の1）を納付しなければならない。このことは農業者本人の意思と関係ないにも関わらず、重い税負担となっているため、利子税をさらに減免すること。 また、公共団体等に寄付した農地については、利子税を免除すること。
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	納税猶予制度の適用を受けた農地は、道路等公共施設として転用や収用された場合にも期限の確定となり、利子税（本則の2分の1）を納付しなければならないが、このことは農業者本人の意思と関係ないにも関わらず、重い税負担となっているため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	税負担の軽減。
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	農業経営に必要な農業用施設及び里山・平地林等の山林を保全するため、農地と一体的な措置を講ずること。
【御意見の内容】	
種別 ※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの	②
税目 ※税目を記入して下さい	固定資産税、相続税
関係法律条項	
御意見の詳細	都市およびその周辺にある農地等を国民共有の財産として次世代に継承する観点から、従来の地区指定によらず、農地等所有者の意向に基づいた新たな都市農地等の保全制度を構築すること。 その場合、農業経営に必要な農業用施設および都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている里山・平地林等の山林について、所有・継承に係るコストが農業経営に与える負担は重いため、コストを大幅に低減する税制上の特例措置を講ずること。
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	都市およびその周辺にある農地等を国民共有の財産として次世代に継承するため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	農地等所有者の意向に基づいた新たな都市農地等の保全制度が構築される。
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	地球温暖化の防止につながる取組を実践する農業者、林業者を受益者とする環境税の創設。
【御意見の内容】	
種別 〔※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの〕	①
税目 〔※税目を記入して下さい〕	環境税
関係法律条項	
御意見の詳細	環境税の導入に当たっては、農林業が果たしている地球温暖化の防止や地球環境の保全につながる取組を踏まえ、税收用途については、これらの取組を実践している農業者、林業者を受益者とする事。
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	農林業が果たしている地球温暖化の防止や地球環境の保全につながる取組を促進するため。
効果(期待される効果・税收の減収見込額)	地球温暖化の防止や地球環境の保全
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例制度の延長。
【御意見の内容】	
種別 〔 ※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの 〕	②
税目 〔 ※税目を記入して下さい 〕	法人税・所得税
関係法律条項	
御意見の詳細	標記制度はわが国の農業生産力を高め、食料自給率の向上を図るための有効な方策のひとつである。農業者がこうした制度を利用し経営改革をするための支援策は継続させること。
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	わが国の農業生産力向上のため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	食料自給率の向上。
その他参考となる事項	

〈 御意見 〉

提出者名	社団法人 日本農業法人協会 会長 松岡 義博
題目	農業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度 (30%) 又は税額控除制度 (7%) の延長。
【御意見の内容】	
種別 <small>※①か②を記入してください。 ①.新しい税制措置に係るもの ②.既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</small>	②
税目 <small>※税目を記入して下さい</small>	法人税・所得税
関係法律条項	
御意見の詳細	標記制度はわが国の農業生産力を高め、食料自給率の向上を図るための有効な方策のひとつである。農業者がこうした制度を利用し経営改革をするための支援策は継続させること。
措置を必要とする期間	
理由(必要性・妥当性)	わが国の農業生産力向上のため。
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	食料自給率の向上。
その他参考となる事項	